

平成 28 年 10 月 17 日

告発した栃木県犬猫販売業者について

動物虐待は、動物に対して不必要な苦痛を与えることを示し、殴る・蹴るなどの暴力を加える「積極的虐待」と、病気の放置・十分な餌や清潔な水を与えない・糞尿が放置されるなどの動物にとっての必要最低限の世話をしないで苦痛を与える「ネグレクト」があります。

今日、日本でも、動物に対する暴力行為は「虐待」と認識されてきておりますが、必要な世話をせず劣悪な環境に動物を放置する「ネグレクト」も動物にとって苦痛や死を伴う虐待であることは残念ながらあまり理解されていないのが現状です。

この業者へは、3人の獣医師が視察し、ネグレクトに対する客観的な評価基準であるタフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度（TACC）を用いて個々の動物に対して科学的に虐待を判定しました。（この尺度は、身体的（主に栄養状態）尺度・気候における尺度・飼育環境状態の尺度・身体的（主に栄養状態）なケアの尺度の4つの尺度を基に評価します。）その結果、飼育環境状態はもっとも悪い「劣悪な状態」と判断され、総合的にも「重度のネグレクト及び非人道的な扱い」と判定しました。また、病気が未治療のまま放置された科学的根拠として19頭の診断書を提出しています。

今回、病気の放置及び劣悪な環境下に動物を放置したことに対し、動物に不必要な苦痛を持続的に与えている「動物虐待」であるという明白な科学的根拠を提示しており、法的にも「動物虐待」である判断を求めます。劣悪な環境下に放置する「ネグレクト」は虐待であることが広く周知されることを切に願っております。

日本では、行政が動物福祉に対して大きな役割を担っています。その重要な役割の一つが動物取扱業者の登録認定であり、監視指導です。行政が動物取扱業の登録を認めていることに責任を持ち、監視・指導を強化することで、現行法でも劣悪な環境下に置かれる動物を減らすことができると考えています。それと同時に、行政職員が視察した現場で判断に窮しない、より具体的且つ明確な基準の作成（ガイドライン・法整備）も必要不可欠です。

日本の風潮として、「生きていればいい」という考え方がある中で、動物がどのような環境でどのような扱いをされているかという不必要な苦痛のない「生活の質」を考えた飼養管理をしていくことが動物にとって、また人にとっても安全な社会構築に重要だと考えています。

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 山下 眞一郎